

「コロナ禍」

日本テンブルヴァン(株)井上拓郎

「コロナウイルスに対する指針」

新型コロナウイルスの影響による、特別措置法に基づく緊急事態宣言がすべての都道府県で解除になり、私たちの生活も通常に戻ろうとしています。しかし感染が完全に収束するには、ワクチンなどの特效薬が出来るまでかかると思われます。それまでの間は、私たち個々人が感染しない、感染させない取り組みを意識する事が重要です。

今回の新型コロナウイルスが社会に及ぼす影響や出来事を総じてコロナ禍(か)と言っておりますが、緊急事態宣言発令によって、多くの業種に様々な影響を与えました。ご寺院でも法事や各種行事の中止や延期を決定したところが多かったのではないのでしょうか?時が経てば従来通りに戻るかもしれませんが、完全には元通りにならないかも知れません。それでもお葬儀や法要、布教活動は継続していかなければなりません。そんな中でも感染拡大防止に努めて宗教活動が出来るように、各宗派で指針や要望を発表しておりますが、これらの指針を寺報や境内の掲示板などでお檀家さん

や参拝者に周知徹底し、個々のお寺でも感染拡大防止に取り組んでいる姿勢を表すことが重要です。ご参考までに指針についてご紹介します。

・施設内では十分換気をおこなっておりますが、マスクを着用してください。

（職員は、マスクの着用を徹底しております。）

・入口には消毒液を設置しておりますが、こまめに手洗いをお願い致します。

（職員は、うがい手洗い、手指などの消毒を徹底しております。）

・法要や行事にご参加いただく際に、体調不良（三七℃以上の発熱、咳、息切れ、吐き気、倦怠感、味覚嗅覚異常などの症状）の方はご遠慮ください。

（職員は、検温や体調管理を万全にしております。）

・施設内は定期的に消毒しておりますが、お帰りの際も手洗い消毒をお願い致します。

・密を避ける為、間隔をあけて椅子等を設置しておりますが、皆さんもお互いの距離感にご留意の上、大声での会話や対面での会話はご遠慮ください。

・法要終了後の会食（お斎）はご遠慮頂いております。

この様な指針を皆様のご寺院でも作成して

みては如何でしょうか?

「固定資産税及び都市計画税の軽減措置」

新型コロナウイルス感染症緊急経済対

策における税制上の措置として、固定資産税と都市計画税の軽減措置が創設されました。ご案内致します。この軽減措置は、

地方税法上の要件に合致すれば宗教法人も対象となります。令和二年二月から一〇月

までの任意の三か月間の売上（収入）が、前年同期間と比べて三〇%以上五〇%未満

の減少に対しては二分の一に減免し、五〇%以上の減少に対しては全額減免する措

置になります。減免の対象となるのは、設備等の償却資産と事業用家屋に対する固定

資産税と事業用家屋に対する都市計画税になります。なお売上（収入）の減少を判断

する上で、全ての事業の収入の合計で判断する為、宗教法人にあたっては、収益事業

以外で発生するお布施やお賽銭、寄付金等を含めたすべての合計額が上記の割合に合

致する必要があります。減免されるのは、令和三年度の課税分になります。本措置の

対象となる償却資産及び事業用家屋に該当する項目や、申請の詳細につきましては、

税理士、公認会計士、弁護士にご相談ください。所轄の税務署でも教えてくれると思

います。